

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【選挙管理委員会】 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
		担当課（室）	選挙管理委員会
		目次	
		担当課（室）	

平成 27 年 4 月 3 日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第二十八号

平成二十七年四月十二日執行の岡山県議会議員選挙において、候補者一人が選挙運動
に
関
し
支
出
す
る
こ
の
と
の
で
き
る
金
額
の
制
限
額
は、
次
の
と
お
り
で
あ
る。

平成二十七年四月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

選挙区	制限額 (円)	選挙区	制限額 (円)
岡山市北区・加賀郡	六、四三八、九〇〇	高梁市	六、一九八、六〇〇
岡山市中区	六、二九〇、八〇〇	新見市	六、一三六、三〇〇
岡山市東区	六、〇七〇、二〇〇	備前市・和气郡	五、七一五、七〇〇
岡山市南区	六、七一〇、九〇〇	瀬戸内市	六、五三四、九〇〇
倉敷市・都窪郡	六、二三五、八〇〇	赤磐市	六、九二三、四〇〇
津山市・田原郡	六、一八五、二〇〇	真庭市・真庭郡	七、三二五、〇〇〇
玉野市	六、一〇一、五〇〇	美作市・英田郡	六、〇九五、二〇〇
笠岡市	五、七〇〇、九〇〇	浅口市・浅口郡	七、一二三、〇〇〇
井原市・小田郡	五、八八九、三〇〇	久米郡	五、三五二、九〇〇
総社市	六、一四三、七〇〇		

◎岡山県選管告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三三八

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、八五九

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八一、五七一	高梁市	九、二三一

平成 2 7 年 4 月 3 日 岡山県公報 号外

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝 津 田 山 郡 市 ・ 苦 田 郡 郡 ・	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一 八 、 〇 二 二	一 五 、 九 七 八	一 四 、 四 六 五	一 七 、 六 八 三	三 六 、 七 一 〇	一 三 一 、 三 三 九	四 五 、 一 五 五	二 六 、 一 四 七	三 八 、 四 〇 六
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五 、 八 三 五	一 二 、 九 四 四	八 、 八 一 六	一 三 、 七 一 五	一 二 、 一 四 二	一 〇 、 五 八 二	一 四 、 五 八 四	八 、 九 八 一